

スポーツ少年団新登録システムに係る Q&A 集

<旧システムから新システムへのデータ移行>

- ・ 指導者情報の新システムへの移行について、現在の無資格指導者は「役員・スタッフ」の区分に移行されるのか。
 - ➔ 旧システムで「指導者」登録をされている方のうち、認定育成員・認定員の資格を保有していない方は、一律「スタッフ」としてデータを移行している。
- ・ 認定員養成講習会を2月まで開催しているが、その受講修了者も「前年度認定員養成講習会受講済み（認定保留者）」として、新システムに予め移行されるのか。
 - ➔ 令和元年度登録者であれば、令和2年3月に都道府県スポーツ少年団にシステム公開したのち、都道府県スポーツ少年団にて該当者に認定番号を付与することが可能である。
また、令和元年度登録者でない場合は、令和2年度のスポーツ少年団登録後に、都道府県スポーツ少年団にて認定番号を付与していただく。
- ・ 令和元年度に認定育成員・認定員として登録していた方も登録番号の入力は必要になるのか。当該者は資格を保有しているという意識が強いため、それらの利用者が迷わない画面表示にしてみらえると助かる。
 - ➔ 新システムへのデータ移行時に認定育成員・認定員の資格番号も移行しているため、再度入力する必要はない。また、認定育成員・認定員の資格番号は個人の詳細ページに表示されている。

<単位団の基本情報の登録作業>

- ・ 設立年月日は、少年団登録日を入力させるのか。それとも団の創設日を入力させるのか。
 - ➔ スポーツ少年団として登録した年月日を入力する。
- ・ 単位団の統合により統合後の単位団が新規にスポーツ少年団登録するケースも想定される。スポーツ少年団としての登録年数が表彰にも関わってくるため、今後メモなどを残せる機能を追加してもらえるとありがたい。
 - ➔ 今後のシステム改修の際に機能追加を検討する。

<団員・指導者・役員・スタッフの登録作業>

- ・ 令和元年度登録者は、旧システムから新システムに情報が移行されるが、生年月日が入力されていない。その場合、名寄せは出来るのか。また、名寄せができたとしても精度が落ちるのではないか。
 - ➔ 令和2年度の登録時は、姓（上の名前）のヨミガナ、名（下の名前）のヨミガナと性別で名寄せを行う。令和3年度以降の登録から、名（下の名前）のヨミガナと性別、生年月日で名寄せを行うことになる。令和2年度については、名寄せの精度が低下するが、旧システムに生年月日の情報が入力されていないため仕方ないと判断している。

スポーツ少年団新登録システムに係る Q&A 集

- ・ 旧システムから新システムに情報が移行された登録者については、生年月日を入力しないと登録することができないのか。
 - 生年月日を入力しないと登録ができない。
- ・ 指導者登録する際に、JSP0 公認資格番号を入力して指導者情報を検索した際、JSP0 公認指導者資格が保留や有効期限切れになっている人はどのような対応になるのか。
- ・ システム上で、「指導者」としての登録条件を確認するにあたり、「JSP0 資格保有」とは、JSP0 公認指導者管理システム上に存在する人と照合されるのか。それとも、そのなかの資格有効の人のみ照合されるのか。
 - 「指導者」として登録することが可能なのは、登録作業時に JSP0 公認指導者資格が有効な方のみ（前年度養成講習会受講者を除く）である。JSP0 指導者資格が有効でない場合は、エラーとなり「指導者」として登録することができない。
- ・ 単位団において一度申請をした団員・指導者情報については、のちに単位団で情報を変更出来ない様にしてほしい。
 - 人数の変更や姓名を変更して別人の登録が出来ないように、登録が完了した団員、役員およびスタッフは、単位団では姓（上の名前）および姓のヨミガナ、生年月日、住所、電話番号（※指導者のみ）の変更が可能である。それ以上の変更・修正は上位団体（市区町村スポーツ少年団）にて行う。
- ・ 登録手続き時は JSP0 公認資格保有者であっても、当該年度の 9 月末や 3 月末で資格の有効期限が切れる人がいる。その場合も、登録手続き完了時に JSP0 公認指導者資格が有効であれば、「指導者」としての登録することができるのか。
 - 登録時の JSP0 公認指導者資格の状況で判断するため、スポーツ少年団登録後に JSP0 公認スポーツ指導者資格が失効した場合でも、当該年度中は「指導者」として登録することが可能である。
- ・ JFA（サッカー）、JBA（バスケットボール）の資格保有者のスポーツ少年団指導者としての登録条件はどうか。
 - サッカーおよびバスケットボールの「C 級以上の指導者資格」保有者であれば、「指導者」としてスポーツ少年団登録をすることができる。

<決済>

- ・ システム上で登録料支払いを完了後、追加の登録者が発生した場合でも、当該者分だけシステム上で支払い可能と理解して良いか。
 - 追加登録者分だけの決済が可能である。

スポーツ少年団新登録システムに係る Q&A 集

- ・ 期日までにコンビニ支払いがなされなかった場合、申請はどうなるのか。
 - ➔ コンビニ支払いに必要な支払い番号が無効になるため、再度、システムで決済手続きを行い、支払い番号を再度発行する必要がある。
- ・ 単位団の登録料の決済方法として、銀行振込や現金での支払いも設定出来るようにしてほしい。
- ・ 登録料を現金で持参するケースが多いと思われるので、その際のシステム上の処理方法をマニュアルに掲載しておいてほしい
 - ➔ システム上での決済（コンビニ支払い・クレジットカード支払い）以外の決済方法として、銀行振り込みと現金での支払いが選択できるようにし、マニュアルに記載する。
- ・ システム手数料の金額設定を検討し直してほしい。
 - ➔ システム手数料は、コンビニ支払いとクレジットカード支払いによる登録料を全ての市区町村スポーツ少年団に振り分ける際の事務手数料であり、変更はできない。
- ・ クレジットカード、コンビニで支払った登録料については、早めに市区町村スポーツ少年団に入金されるようにしてほしい。
 - ➔ 4月、5月の登録料は6月下旬に、6月、7月の登録料は8月下旬に市区町村スポーツ少年団の指定口座に入金する。
- ・ コンビニ決済にセブンイレブンは対応していないのか。
 - ➔ 対応しているが、セブンイレブン側の都合で5月以降の対応になる。

<その他>

- ・ コールセンターは土日祝日も対応してほしい。
 - ➔ 土日祝日も対応する。
- ・ 公認スポーツ指導者資格の保有の有無を確認するため、JSP0 公認指導者管理システムにログインすることになるが、IDを保有していないため発行していただきたい。
 - ➔ スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の実施にあたり、各都道府県スポーツ少年団の事務担当者にも JSP0 公認指導者管理システムログインするためのアカウントを発行する。
- ・ 公認スポーツ指導者資格について知識が不足しているため、スポーツ少年団の事務担当者会議の際に公認スポーツ指導者資格に関する説明を行ってほしい。または、JSP0 指導者育成部が開催する説明会にスポーツ少年団担当者が参加できるようにしていただきたい。
 - ➔ JSP0 内で調整する。

スポーツ少年団新登録システムに係る Q&A 集

- ・ 新システムに変更しても、登録手続き期間はこれまでと一緒か。
 - ➔ 各級スポーツ少年団の登録期限は、スポーツ少年団登録規程施行細則に定められているため、システムが変わっても、登録期間は変わらない。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症による対応は別。

- ・ 都道府県へのデモ環境 URL の通知が届いていないところがある。単位団へログイン URL を通知する際も、メールが届かない状況が多数発生する恐れがある。また残念ながら Sport Japan のインフォメーションを読んでいる単位団関係者も少ないと思う。もし可能であれば、令和 2 年度だけでも、既存の登録単位団に DM 等のアナログな方法でメールアドレスの確認の徹底やログイン方法の周知をしていただけると大変助かる。そのほうが都道府県・市区町村スポーツ少年団への問い合わせ等も最小限にできるのではないかと思う。
 - ➔ 30,000 を超える単位団へ登録に係る案内を郵送することは、コストの面で難しい。